

令和3年三重県議会定例会  
予算決算常任委員会  
防災県土整備企業分科会  
説明資料

◎ 議案補充説明

(1) 議案第89号「令和3年度三重県一般会計補正予算(第3号)」(関係分) … 1

令和3年6月23日

県 土 整 備 部

## ◎議案補充説明

### 議案第89号「令和3年度三重県一般会計補正予算（第3号）」（関係分）

#### 1 債務負担行為予算案

（千円）

事 項	期 間	限 度 額
鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業に係る契約	令和3年度～ 令和22年度	907,070

○債務負担行為予算額（令和3～22年度）：総額 907,070 千円  
令和4年度：5,000 千円（ロードサイドエリア）  
令和5～22年度（18年間）：902,070 千円（全エリア 50,115 千円/年）

#### 2 鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業に係る契約について

##### （1）経緯

鈴鹿青少年の森（以下、「森公園」）および森公園に隣接する鈴鹿青少年センター（以下、「センター」）は、「三重県財政の健全化に向けた集中取組」において「県有施設の見直し」の対象となったことから、平成30年度に先行事例調査や民間事業者からの意見収集を、令和元年度に民間活力導入可能性調査および有識者意見交換会を行うなど、両施設の活性化や運営管理の効率化に向け、教育委員会と連携して調査・検討を実施しました。

それらの各種調査の結果、両施設ともに民間活力の導入が可能な立地ポテンシャルを有していることが明らかとなり、令和元年度末に施設の見直しの方向性を「民間活力の導入（PPP/PFI など）」と定め、現在、本事業の契約締結に向けた手続きを進めているところです。

##### （2）事業のコンセプト

青少年をはじめとした、幼児から高齢者までの幅広い世代が、自然に親しみ、学び、楽しみながら心身の健康維持や学習活動等を行うことができ、県内外の方々が集い、にぎわい、つながるような施設、空間をめざします。

##### （3）取組方針

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下、「民間資金法（PFI法）」）の規定に基づく事業方式により、森公園に隣接するセンターの改修および森公園とセンターの運営管理を一体的に進めます。

また、森公園のロードサイドエリアでは、都市公園法に基づく公募設置管理制度（以下、「Park-PFI」）を活用し、飲食・物販施設などの民間収益施設と駐車場やトイレなどの特定公園施設を整備します。（別紙1～3参照）



# 公募設置管理制度の特徴

## 公募設置管理制度とは・・・

- 都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き
- 事業者が設置する施設から得られる**収益を公園整備に還元することを条件**に、事業者には都市公園法の**特例措置**がインセンティブとして適用される

## 条件 園路、広場等の公園施設（特定公園施設）の整備を一体的に行うこと

- ・公募対象公園施設を設置、管理する者は、園路、広場等 公園管理者が指定する公園施設をあわせて整備することが必要
- ・特定公園施設の整備費は、公募時の条件で、全額事業者負担とすることも、公園管理者が一部負担とすることも可能

## 特例 1 設置管理許可期間の特例（10年→20年）

- ・ 公募設置等計画の認定の有効期間は20年
  - ・ その期間に許可申請があった場合は設置管理の 許可を与えなければならぬ
- （設置管理許可の期間の上限は10年のままだが、認定期間（上限20年間）内は更新を保証）

## 特例 2 建蔽率の特例（2%→12%）

- ・ 通常、飲食店、売店等の便益施設の建蔽率は2%
- ・ 公募対象公園施設については、休養施設、運動施設等と同様に 10%の建蔽率上乘せ

## 特例 3 占用物件の特例

- ・ 認定公募設置等計画に基づく場合に限り、自転車駐車場、看板、広告塔を「利便増進施設」（占用物件）として設置可能

<制度を活用した公園整備イメージ>



# 鈴鹿青少年の森 事業計画平面図

至 鈴鹿市街

別紙2

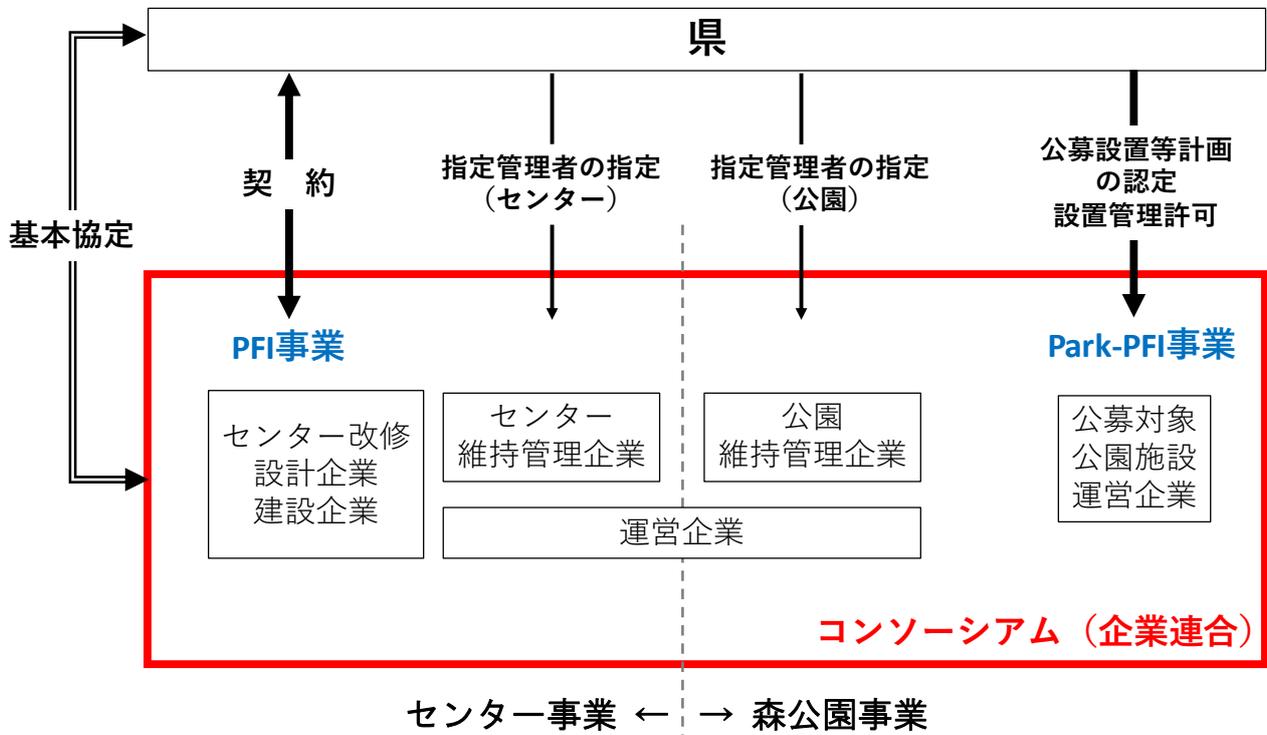
4



至 国道23号

至 鈴鹿市街

(参考) 事業スキームのイメージ



## 指定管理者制度活用の方針

### 1 指定管理者制度の活用にあたっての基本的事項

#### (1) 指定管理者制度活用の目的（期待する効果）

民間が持つ知恵や豊富な知識などを効果的に活用することにより、各施設の効用を最大限に発揮し、もって、県民サービスの向上および経費の節減を図るとともに、県がめざす施策の実現に寄与するため、指定管理者制度を活用します。

#### (2) 施設の設置目的（役割）

青少年が自然の中で野外活動に親しみ、心身を鍛錬し豊かな人間性を養うとともに、団体活動を通じて社会連帯意識を強め、心身ともに健康で豊かな青少年を育成する場とすることを目的として設置しています。

#### (3) 施設運営の基本的な方向性（運営方針）

鈴鹿青少年の森の果たす役割や効用の最大化を図るため、より良いサービスの提供や適切かつ効率的な公園の運営管理を図っていきます。

#### (4) 施設の概要

ア 施設の名称；県営都市公園鈴鹿青少年の森（鈴鹿市）

イ 構造規模等

開園面積：51.3ヘクタール

主な施設：シンボル広場、芝生広場、キャンプ場、多目的広場等

#### (5) 指定管理者が行う業務の範囲（業務内容、要求水準、成果目標等）

指定管理者が行う業務の具体的な内容は、次のとおりです。

なお、指定管理者が業務の遂行にあたり、県民に提供するサービスの水準を確保するため、個々の業務区分ごとに具体的な「要求水準」を定めるとともに、業務の質の向上を図るため、次の「成果目標」を定めることを予定しています。また、19年間の長期の指定管理期間となり、社会状況の変化を加味した目標設定が望ましいことから、他の県営都市公園の指定管理者の更新と合わせ、5年毎に成果目標の見直しを行います。

ア 業務の内容

(ア) 施設の運営に関する業務

(イ) 施設の維持管理に関する業務

(ウ) 施設の利用許可等に関する業務

イ 成果目標

年間施設利用者数：295,000人

#### (6) 指定の期間（予定）

指定の期間は、PFI事業によって公共施設の運営管理を行うため、事業者が長期的視野で投資、経営が可能となるよう、令和5年2月から令和23年3月末までの19年間で予定しています。

#### (7) 利用料金制採用の考え方

県営都市公園の運営管理にあたっては、指定管理者の民間的発想に基づく柔軟

かつ機動性のある経営を引き出し、多様な県民ニーズに対応できるサービス提供や効率的な施設運営を目指して、利用料金制（地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の「利用料金」をいう。）を採用します。

## 2 指定管理者の募集及び選定に関する事項

### (1) 募集の方法

広く民間のノウハウを活用し、より一層の効果的・効率的な運営管理を図るため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（民間資金法（PFI 法））の規定に基づく事業方式により、総合評価一般競争入札で実施する予定としています。

### (2) 選定委員会の構成と委員選定の視点

事業者の選定にあたっては、選定過程や手続きの透明性・公正性を高めるため、各専門分野の有識者や学識経験者等で構成する選定委員会を設置します。

選定委員会は、経験、男女比等を考慮の上、大学教授、官民連携専門家、公認会計士、学校・社会教育関係者、公園専門家などによる 10 名以内の外部委員で構成する予定です。

なお、選定委員会は、センターにおける施設整備と運営管理の事業費割合が森公園の事業費割合に比べ高いことなどから、教育委員会の附属機関として設置します。

### (3) 審査の方法及び審査基準等の考え方

選定委員会では、応募者から提出された事業提案書等についてヒアリングを実施したうえで、次の選定基準等に基づき総合的な審査を行います。

県は、選定委員会の審査結果をふまえ、最適と認められる事業者を指定管理候補者として選定します。

〔選定基準〕

- ① 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- ② 事業計画の内容が、各施設の適切な管理を図ることができるものであること。
- ③ 事業計画の内容が、各施設の特性に応じてその効用を最大限発揮することができるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。
- ④ 事業計画の内容が、各施設の管理の効率化を図るものであること。
- ⑤ 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

なお、詳細な審査基準、配点については、選定委員会で決定します。

## 3 今後の日程に関する事項（予定）

令和 3 年	7 月	第 1 回選定委員会 (入札公告時公表資料、落札者決定基準等の検討)
	8 月	入札公告（入札説明書および要求水準書等の公表）
1	1 月	入札書及び事業提案書の提出締切 第 2 回選定委員会（事業提案書を基にした意見交換）
	1 2 月	事業者選定過程の報告（常任委員会報告） 第 3 回選定委員会（ヒアリング審査、選定）
令和 4 年	1 月	基本協定の締結
	2 月	事業契約締結議案、指定管理者の指定議案の提出